

水俣学通信

第 76 号
2024. 5. 1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



水俣今昔シリーズ22チッソ城山寮跡地 1962年9月と2014年9月（水俣市古城）

目次

論説：		
「ノーモア・ミナマタ第2次の熊本地裁 判決について」…………… 2		「第44回水俣学定例研究会報告」…………… 6
花田昌宣		井上ゆかり
		「第45回水俣学定例研究会報告」…………… 6
		萩原修子
報告：		研究員紹介：
「第18回水俣病事件研究交流会 参加 報告」…………… 3		「研究員就任にあたって」…………… 7
棚田洋平		城野 匡
「イブニングセミナーはじめました」 …………… 4		2024年度科学研究費補助金採択結果…………… 7
藤本延啓		水俣学研究センター新刊紹介…………… 8
「現地から学ぶ、新たな知見～水俣現地 研修～」…………… 5		水俣学研究センター日録・編集後記…………… 8
平岡滉英		

《論説》

ノーモア・ミナマタ第2次の熊本地裁判決について

熊本学園大学社会福祉学部
(水俣学研究センター研究員)

花田 昌宣



私が水俣病問題に関わり始めたのは1974年なので、今年で50年を迎える。水俣市湯の児出身の方の認定申請、さらには行政不服のお手伝いをしたのが始まりだった。当時、この湯の児の温泉地には患者はおらず、疫学や環境条件を考えると理解できないことなのだが、水俣と芦北の間のエアポケットみたいな地域だった。それも昔の笑い話みたいになってしまった。

ところで、さる3月22日、熊本地裁でノーモア・ミナマタ第2次国家賠償請求訴訟の判決が下された。結果は原告患者側の敗訴であり、昨年9月の近畿訴訟大阪地裁で原告128人全員が認容された判決と真逆の結果となった。なお、原告・弁護団はこの熊本地裁判決は認められないとして控訴した。

判決では原告144名中25名について「水俣病に罹患している」と認めたものの、原告患者達が裁判を起こした時点(2013年)で発症から20年を経過しており、「除斥期間」が経過しているので損害賠償権は消滅している、として原告らの請求を棄却するというものであった。水俣病事件に関しては筆者の記憶による限り、これまでの種々の訴訟で被告(国、県、チッソ)が「除斥期間」の主張をすることはあり、関西訴訟最高裁判決では、転居してから4年を起算点としていた。

このたびの判決では、水俣病に関しては、各種救済制度があり、かつ幾度も救済策が実施され、大規模集団訴訟も起こされているので、原告たちが救済策に申請したり、訴訟に訴えることが著しく困難であったとは認められないとして、除斥期間が経過する前に申請できたはずだとしている。

判決文は、本文299ページ、各原告の個別データや汚染状況を示す様々な資料と別紙資料を含めると958ページという膨大なもの。過去の水銀値データ(住民らの毛髪や血中水銀、環境中の水銀データなど)や、過去の健康調査を細かく検討し、病像をめぐる主張を整理した上で、裁判所の判断を示している。

訴訟の意義と争点

さてこの訴訟は、元々は水俣病特措法の救済対象外とされた人々が救済を求めて起こしたもので、請求額は1人当たり450万円で水俣病特措法の救済基準に合わせていた。公害健康被害補償法による認定の一時金は1,600~1,800万円であることとは大きく違っている。

判決文によれば、大枠の争点は、①被告らの責任、②原告が水俣病に罹患しているか否か、③改正前民法724条後段の適用の可否(時効・除斥にかかる定め)であるが、主要な争点は「水俣病の病像」と時効・除斥で

あった。

いくつかの大事な論点を列記しておく、(1)「感覚障害のみの水俣病」の有無については、極めて稀だがメチル水銀暴露との因果関係が認められれば水俣病と認める、(2)水俣病の感覚障害の特徴に関しては「触覚」、「痛覚」、「温度覚」の3つの感覚障害の範囲の乖離が大きい場合には水俣病とは認められないとしている。

そのほか重要な細かな論点も取り上げられている。水俣病における所見の変動については「あり得る」と認めており、「水俣病の発症閾値として毛髪水銀値50ppm以下でも発症し得る」とした。

また、遅発性発症に関しては潜伏期間が10年程度に亘る可能性があるとして、「暴露終了後から神経学的な検査で症候が確認されるまで10年程度要する場合もある」とし、数十年の長期遅発性の発症には医学的知見はないとした。また、水銀暴露・汚染のあった時期についてはかなり広くとり1973年までとした。ここまですべてについては水俣病に関するこれまでの議論を取り入れているようにみえる。

その上で原告たちの症状の確認については、感覚障害があるかどうかについてはいわゆる「共通診断書」のみしか提出していない原告については感覚障害があるとは認められず、申請時診断書、共通診断書、公的検診録を提出した原告で診断間に共通する場合に認めるとしている。判決文には「感覚検査は被検者の主観に頼らざるを得ず、神経内科の診察の中でも最も難しい検査の一つ」と書かれており、「共通診断書の提出のみの者」については感覚障害の有無を検討できないとする。

また、他覚所見が感覚障害のみの原告に関して、「単独症候しか認められない原告において、当該症候が専ら他疾患によるものである可能性が高いことを医学的に排斥できない場合は、当該症候がメチル水銀暴露により起こる神経系疾患である可能性が減殺され、因果関係を肯定することはできない」(症状が一つしか認められない場合には水俣病であることが否定されるという意味)。その上で因果関係に関しては、「疫学的因果関係は個々に判断すべき」として、集団的因果関係を否定している。

水俣病特措法上の救済対象を争う訴訟が、判決を見る限り、水俣病とは何か、診断基準、汚染の範囲などを全面的に争う訴訟になっている。であれば、負けることのできない法的な争いとして改めて検討しないといけない。

《報告》

第18回水俣病事件研究交流会 参加報告

一般社団法人部落解放・人権研究所事務局長 棚田 洋平



2024年1月6日、水俣市で開催された「第18回水俣病事件研究交流会」に参加しました。部落解放・人権研究所(大阪市)では、「差別禁止法研究会」(代表:内田博文・九州大学名誉教授)において、さまざまな人権課題にかかわる当事者・支援者等のみなさんと連携しながら、包括的差別禁止法の制定をめざして調査研究活動を進めてきました。水俣病をめぐる差別問題に関しては、熊本学園大学水俣学研究センターのみなさん、そして現地のみなさんから多くを学んできました。それらの成果については、『差別禁止法制定を求める当事者の声⑨ 水俣病問題のいま』(2017年)や『差別禁止法をつくらう!～すべてのひとがともに暮らしやすい社会づくりにむけて～』(2022年)などで発信してきました。



本集会には、水俣病の「現場」に学ばせていただくために、第11回(2016年1月)より参加しています。この集会での出会いや学びをきっかけに、当研究所が編集・発行する月刊『ヒューマンライツ』にご寄稿いただいたこともあります。

以下、当日の報告内容について、2023年の出来事にかかわるものにしばって、いくつか紹介します。

6月14日、水俣市は、チッソが有害な工場廃水を流していた百間排水口の樋門について、老朽化を理由に撤去することを表明し、8月末に撤去作業を完了しました。それに対して、水俣病患者・支援者らは「水俣病問題を伝える『財産』『象徴』であり、その撤去は未来を破壊するもの」として、樋門の保存を求めました。この問題をめぐって、熊本学園大学の矢野治世美さんは、「公害遺跡」という観点から、こうした水俣病関連の遺構について、水俣病事件を後世に伝えていく文化財として保存・活用していくための可能性と課題について提起されました。

9月27日、水俣病と認定されておらず、救済策の対象にもならなかった関西などに住む熊本・鹿児島両県出身者による国賠訴訟に対して、大阪地裁による判決が出されました。その経緯と評価について、原告弁護

団長である徳井義幸さんが報告されました。判決では、原告128名全員を水俣病と認め、国・県及びチッソに対して、あわせて約3億5,000万円の賠償を命じました。これまでの特措法など、行政による「線引き」では対象外とされてきた「地域」や「年代」の人たちも水俣病であると認定された初めての判決で、徳井弁護士は、「水俣病行政の根本的転換を求める」画期的内容であると評されました。同様の集団訴訟は、熊本、新潟、東京でも起こされています。原告の大半が70歳以上であり、早期の救済が急がれます。

10月30日から11月3日まで、「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議(COP5)」がスイスのジュネーブで開催されました。差別禁止法研究会「当事者のつどい」にも参加していただいていた、水俣病被害者互助会の佐藤英樹さん・スエミさん夫妻がこの会議に参加され、その報告がありました。日本の水俣病問題を世界各国の参加者に向けてアピールできたこと、各地の参加者との交流をとおして水銀汚染が現在でも続いていることを実感した旨などが報告されました。インドネシア、カナダ、ブラジルの先住民の人びとの間では、水銀汚染の被害が広がっており、「子どもに被害症状が表れているものの、親は(その原因である)金採掘の仕事を、家庭の経済的事情により、やめたくてもやめることができない」といった実状があるそうです。



報告する佐藤夫妻:(写真右から英樹氏とスエミ氏)

1956年5月1日の「水俣病」公式確認より、間もなく70年を迎えますが、「水俣病問題」は解決していません。毎年の本集会への参加をはじめ、「現場」の声をとおして、そのことを突き付けられます。

※本稿は、『ヒューマンライツ』No.432(2024年3月)掲載の「『現場』に学ぶー水俣病事件研究交流会に参加して」を加筆修正したものです。

《報告》

イブニングセミナーははじめました

熊本学園大学社会福祉学部
(水俣学研究センター研究員)

藤本 延 啓



初めての「イブニングセミナー」

去る2024年3月18日、水俣学現地研究センターにて「第24回公開セミナー 第1回イブニングセミナー」が開催された。この「イブニングセミナー」は、2010年より水俣学現地研究センターで開催を続けてきていた「水俣・芦北地域戦略プラットフォーム」が2017年以降中断していることを受けて、「水俣・芦北の地域再生を考える研究会」として設けられたものであり、第1回となる今回は「水俣の環境を考える」と題し、中地重晴水俣学研究センター長による報告と「ちょっと待った！水俣風力発電」代表の中村雄幸氏による報告、および質疑応答で構成された。

まず中地センター長からの報告として、イブニングセミナーの開催趣旨と今後の活動に関する提案がなされた。開催趣旨は「水俣のまちづくりに関する公開学習会、研究会を定期的に開催していきたい。水俣のまちづくりに関する意見交換の場を設けていきたい」として、その頻度は「2か月に1回程度での定例化」を目指すものとし、研究会テーマは「水俣市の環境行政、まちづくりの方向性のあり方」を軸としながら、「水俣市第3次環境基本計画の内容とSDGs未来都市づくり」「水俣のまちづくりにおける再生可能エネルギーの位置づけ、方向性。メガソーラー発電、巨大風力発電計画」「百間排水口の取り扱い、保存方法の検討、産業遺産としての保存の可能性」などを挙げ、さらに、「若い世代」や水俣市職員にも参加呼びかけをしていく旨が共有された。

中村雄幸氏からの報告

続いて、中村氏から水俣市とその周辺における風力発電施設設置計画について報告がなされた。

水俣市エリアでは、3か所で計63基の風力発電施設設置計画が発表されている。その内訳は、水俣市北東部の芦北町境にJRE（ジャパン・リニューアブル・エナジー）が計画する14基、水俣市南部に日本風力サービスが計画する19基、これに一部重なる形でJ-POWER（電源開発）が計画する30基であるが、中村氏による今回の報告は、J-POWERによる「肥薩ウインドファーム」を中心とした内容で構成されている。

以下、「肥薩ウインドファーム」を巡る経過について、中村氏の資料から引用する

2020年6月16日 配慮書公告縦覧開始

2021年1月19日 方法書公告縦覧開始

2021年4月15日 方法書説明会（もやい館）

2023年5月10日 準備書公告縦覧
2023年5月18日 準備書説明会（もやい館）
2023年6月24日 意見書締切
(1,315通、4,523件の住民意見)
2023年10月20日 公聴会（公述人65名）
2023年10月26日 水俣市長意見書提出
2023年12月20日 熊本県知事意見書提出
2024年1月19日 環境大臣意見書提出
2024年1月31日 経産大臣勧告

(中村氏資料より引用)

中村氏が指摘したのは、J-POWERが提出した「環境影響評価準備書」における「ずさんさ」である。具体的には「土石流、水源の枯渇、温泉源への影響の調査は一切無し」「湯の鶴温泉街の隘路を大型車両が150台/日、コンクリート打設時には生コン車が380台/日の通行があるものの、騒音、振動の調査地点に含まれず」「市街地も大渋滞が予測される」「クマタカが存在。他にもサシバ、ツル、ヤイロチョウの生息」であり、これらに関しては、「熊本県知事意見」「環境大臣意見」でも同様な指摘が見えることが紹介された。

また、活動上の当面の課題として、中村氏は「市内3団体を中心にして新組織を結成 水俣の環境を、考える、守る、繋ぐ幅広い活動を」「準備書の問題点を冊子にまとめる。正しい知識と情報を」「地元住民の意向が重要（保安林解除、県有林貸付けに関して）」「地域ごとの懇談会、小集会、勉強会などに取り組む」を挙げ、「この問題は水俣病と同じ。正しい知識を届けたい」と思いを語った。

意見交換・情報共有

参加者からは、「県有林の貸し付けについて県が『ダメ』と言えば止まるのか」「県知事選各候補はこの問題に対してどんな意見を持っているのか」などの質問があり、また、中尾山の仏舎利塔に関する議論や「水俣の山では私有林の皆伐が進んでいる」といった情報共有、さらには「地元の湯出で水俣学研究センター主催での勉強会を開催して欲しい」「市職員と話ができる場を設けて欲しい」といった、水俣学研究センターへの要望も寄せられた。

今回のイブニングセミナーでは、非常に興味深い、また活発な意見交換や情報提供がなされた。あらためて、このような場の設定が必要であることを認識できた会であったし、中地センター長が提案したように、定期的な開催の重要性を感じさせる会であった。

《報告》

現地から学ぶ、新たな知見～水俣現地研修～

熊本学園大学総務課 平岡 滉英

私は一度、水俣病情報センターに行き、水俣病について学習したことがある。その為、水俣病について十分に理解しているつもりであった。しかし、今回の水俣現地研修を通じて、現地でしか感じるこのできないものがあると実感した。

まず、2023年時点において、第1号患者が公式に確認された年から67年、国が水俣病を公害と認定した年から55年、更には第一次訴訟判決から50年が過ぎているが今も未解決のままであることを知った。国が水俣病を公害と認定するまでに12年もかかった点、50年過ぎてなお今も未解決のままであることを驚いた。



百間排水口前で説明を聞く (写真：水俣学研究センター)

次に、特に印象的だったのがチッソ水俣工場正門から車で5分程度にある百間排水口である。これはチッソが、1932年からアセトアルデヒドの生産を始め、1968年5月まで約36年間、水俣病の原因物質であるメチル水銀を含んだ排水を無処理で水俣湾に流し続けていた排水口である。水俣病が水俣湾内の魚介類を多食することによって起こるのを知っていたが、チッソは無処理の排水を流し続け、行政も食品衛生法を適用せず漁獲禁止措置もとらなかった。また、排水口近くに船をつないでおくと船底にフジツボが付かないという理由で、フジツボを排除する為に排水口の近くの百間港に船をつけていた。これらのことからいかに悪い成分を排出していたのかが分かる。

私は実際にこの現場を見学し、そのような残酷な事がこの場で行われていたことに呆然とした。もし、安全なことを確かめて排水を流していれば水俣病は起こらなかったし、危険であると理解した時点で排水を停止していれば被害は拡大しなかったのではないかと考える。さらに、水俣病資料館の資料を通じて天草や鹿児島まで被害が及んでいるのを知った。改めて被害の

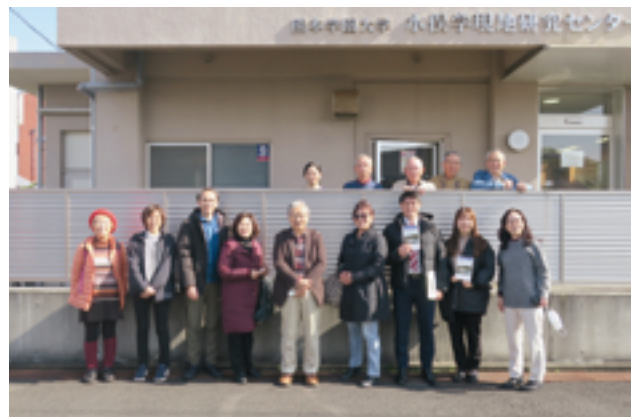
大きさ、症状の重さを実感することができ、水俣病の悲惨さを痛感した。



水俣学現地研究センター見学 (写真：水俣学研究センター)

私は水俣から海を挟んだ上天草市龍ヶ岳町の出身で、身近な人に水俣病認定患者がいる。幸い重症患者ではなく、日常生活に支障はない。しかし、水俣と天草という遠く離れた地であっても、排出された工場廃水は海を越えて被害をもたらしたのだと実感した。

最後に初めて熊本学園大学水俣学現地研究センターを見学することが出来た。想像以上に資料が多く驚いた。新日本窒素労働組合旧蔵資料の保管場所にもなっており、また、資料をまとめたのちHPや本を活用し、世の中へ広く公開していることを知ることができた。水俣学現地研究センターについての知識が少なかったが、実際に現地へ行くことで知識が深まり、「負の遺産としての公害、水俣病を将来に活かす」という目的のもとに水俣学現地研究センターに後世へ知識をつないで欲しいと考える。過去の真実を明らかにし、多くの方に水俣病について正しい知識を知ってもらい、将来へ繋いでいくことが大事なことであると感じた。

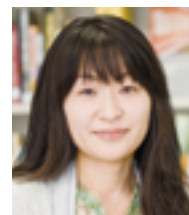


水俣学現地研究センター前 (写真：水俣学研究センター)

《報告》

第44回水俣学定例研究会報告

熊本学園大学水俣学研究センター研究員 井上 ゆかり



2024年1月17日、第44回水俣学定例研究会で筆者が報告した内容について少し触れてみたい。

当日は平日にもかかわらず、藤野紘先生、吉永利夫さんのほか、学内の研究員6名に参加いただき、意見を交換することができた。今回は「熊本県芦北町女島の医学的調査と社会学的調査を再考する」というテーマで報告した。ここでは報告の内容を一部紹介する。

2010年に胎児性世代国賠訴訟において国と熊本県が「個別の患者の体内にメチル水銀化合物が大量に取り込まれ、これによって神経系が損傷されていたのか否かを判断するには、病理学的所見が最も確かな根拠となるが、患者の生存中にその人の神経系の剖検をすることは不可能である。また、個別の患者の正確なメチル水銀化合物の摂取量の把握も不可能である。」という書面を熊本地方裁判所に提出した。この胎児性世代の訴訟から水俣病多発漁村で生まれ育った原告の暴露さえ認めない行政の頑なな姿勢を目の当たりにして、「暴露」という個人の経験を地域で集積する必要がある

た。そこで、胎児性世代訴訟の原告Aの出身地である女島で全戸調査を行い、食生活と漁業について聞き取ることを社会学的調査と位置づけに行った。

次に、女島での2011年から2012年にかけて行った医学的社会的調査では、1957年生まれで被害者手帳の申請をした方が、原田らが診ると全身性の感覚障害があり「胎児性水俣病疑い」とされた。身体的な被害と行政上の救済に乖離がある背景を述べた。さらに、原告Aの行政不服審査請求で公害健康被害補償不服審査会（以下、審査会）が県の処分には不当な点はない、つまり「水俣病ではない」と判断した理由として「圧迫する下着を着ていてもしびれが出る可能性がある」など根拠なき可能性で否定されたことを報告した。この審査会の判断について意見が交わされた。また研究員からは、これら内容を改めてまとめる必要があるとの意見が出た。

実相と行政上の救済の乖離を埋めるために前に進んでいこうと思う。

《報告》

第45回水俣学定例研究会報告

熊本学園大学商学部
（水俣学研究センター研究員） 萩原 修子



本研究会報告では、これまでの私の研究の概要と、文化人類学、比較宗教学の観点からの水俣についての論考を紹介した。研究会は、その報告準備を含めて、さまざまな気づきを得る機会となった。

私は、日本の古代物語の研究、新宗教研究、ベトナムの近代化研究、そして、現在は更生保護支援の研究を行っている。その中で、大きな軸となっているのが水俣なのだが、自分を貫くテーマや問いが報告を通して再確認できた。それは、文字あるいは声で、人が「語る」ということがテーマであり、人々が生きづらさの中から、いかにして再生に向かうのか、その道筋の探求だったということである。

振り返って、水俣との出会い、水俣学の提唱者・原田正純先生との出会いの影響が、いかに大きかったかを実感した。私の専門分野では、自分の研究が、水俣病問題の解決に寄与することができるのか、何につながるのか、すぐにはわからない。しかし、それぞれの学問、生き方が水俣を通して問い直され、豊かになっ

ていくようなもの、それが水俣学の出発点であったことを原田先生の言葉とともに改めて想起した。

例えば、ライフヒストリー研究では、水俣をめぐる研究者・支援者たちの活動や運動そのものが、対象との関係性の構築について、文化人類学などの調査方法に大きな示唆を与えるものであったこと。また、語ることが困難な出来事をめぐる言葉の継承などは、水俣で出会った語りの衝撃や深さが、水俣以外を対象とするときも、自分自身の研究の重要な立脚点となっていること。これらは、私にとって、水俣学との出会いの賜物であった。

このような報告に対して、当日は、分野の異なるさまざまなご意見を頂戴した。論考それぞれについての報告は抽象的で、とても十分に説明ができたとは思えない。しかし、こうして、「水俣」という、汲めども尽きぬ「場所」を通して、多様な観点からの風が行き交う学びの意味を新たに得た時間であった。

《研究員紹介》

研究員就任にあたって

熊本学園大学社会福祉学部
(水俣学研究センター研究員) 城野 匡



このたび、水俣学研究センターの研究員となりました。どうぞよろしくお願ひ致します。

私は熊本大学医学部を卒業し、同大学の神経精神科に入局・勤務していました。私と水俣学とのつながりを挙げるとすれば、本学で水俣学を提唱された原田正純先生と熊本大学の神経精神科での同門であることとなります。学生のとくにおよび卒後に何度か原田先生の水俣病に関する講義を聴いたり書籍を読んだりした経験があります。中でも、水俣病患者やその家族の生活の様子についての紹介、とくに現地に赴いての記載や資料が印象に残っています。生活の様子については、ほんの一部に触れたのみではありますが、それらに触れる度に原田先生の患者の立場に立つという姿勢に影響を受けていたように思います。私が専門とする精神医学は、共通言語としての診断基準は設定されているものの、原因が解明されていない疾患が多く、未だ十分に確立されていない面があります。そのような中、十分な改善に至りにくい精神疾患をもつ患者、何らかの神経難病や悪性腫瘍などの治療が困難な病気に罹患することによる気持ちのつらさがある患者への対応を行なっています。そのため、診療においては病気を治すことも大事ではありますが、病気をさておき、どのようなことで困っているのか、その生活背景や周囲との関係性について想像して患者のサポートを考えていくことに関心をもってあたっています。十分に患者の立場に立てているのかはわかりませんが、原田先生の業績に触れてきたことで自分の臨床の場面における患者の生活の背景を想像する意識につながっているとは思っています。

これまで私が診療や研究で関わってきた領域は、認知症(アルツハイマー病)の生化学・病理研究から始まり、老年精神医学、児童精神医学、精神腫瘍学などの診療や臨床研究になります。在籍していた教室の状況や事情のため診療の対象が変化することもあるとあって、特定の分野に特化することなく分野的にはややまとまりなく行ってきました。今振り返ってみると、研究においても、病態や治療方法の解明よりも、患者とどのように付き合うかに役立てることができるような報告をどこかで意識して行ってきたのかもしれないと思います。現在は、ビデオゲームを使用した地域活動の精神保健への影響や対話を用いた精神保健の課題への支援の取り組みについての調査を行っており、地域精神保健の課題とどう付き合うかについて考えているところです。

これまでの研究の対象との違いから、現在のところ私が水俣学にどのように貢献できるかについてはわかりません。しかし、医師として精神科の臨床で経験した何らかの病気を患った方々との付き合いや病気に罹患することから生ずる生活面の困りごとについては水俣学を考える上でも共通するところがあるため、自分なりの観点で何らかの寄与ができればと思っています。



2024年度 科学研究費補助金採択結果

水俣学研究センターで本年度新規に採択された科学研究費助成事業は、以下の1件と継続が1件です。

〈新規〉

- 研究種目：基盤研究(C) (一般)
- 研究代表者：田尻雅美
- 研究課題名：胎児性水俣病の疾病と生活被害の実態に関する実証的研究
- 補助事業期間：2024～2027年度

〈継続〉

- 研究種目：基盤研究(C) (一般)
- 研究代表者：高峰 武
- 研究課題名：第三水俣病事件は幻か？真相解明と資料の収集・整理で歴史的教訓を得る
- 補助事業期間：2019～2024年度

水俣学研究センター新刊紹介

水俣学ブックレット No.18

「ガイドブック

水俣病を学ぶ、水俣の歩き方」新版

水俣学研究センター 編著

2024年3月31日発行

発行：熊本日日新聞社

価格：800円＋税

購入を希望される方は、

熊本日日新聞社 ☎096-361-3274

水俣学研究センター ☎096-364-8913

minamata@kumagaku.ac.jp

にお問い合わせください。



水俣学研究センター日録

1月

- 6日 第18回水俣病事件研究交流集会（水俣）
 7-8日 大学院水俣現地フィールドワーク（水俣）
 10日 水俣病行政不服審査請求検討会（水俣）
 11日 水俣学講義13回目「新聞が伝えた水俣病事件の転換点+1」高峰（大学）
 12日 2023年度水俣学研究センター臨時総会（大学）
 17日 第44回定例研究会「熊本県芦北町女島の医学的調査と社会学的調査再考」井上（大学）
 16日 「水俣条約発効後の成果と課題および途上国における水銀管理を考える」（オンライン）
 18日 水俣学講義14回目「水俣病被害当事者の抗いつける50年」井上（大学）
 19日 若かった患者の会（水俣）
 21日 日本環境会議（オンライン）
 公害研究委員会（オンライン）
 23日 ASEAN+3 Bond Market Forum 国際会議アジア銀行打ち合わせ（オンライン）
 24日 水俣の暮らしを守る・みんなの会（水俣）
 25日 水俣学講義15回目「水俣病と水俣学の将来展望」花田（大学）
 31日 MINAMATA for Youth Project 講演「一次訴訟から50年 権力に抗う水俣のいま」康・井上（大阪）

2月

- 11日 広島女学院水俣研修受入（水俣）
 13日 水俣病行政不服審査請求検討会（水俣）
 16日 水俣病全貌解明第16回講座「不知火海沿岸の漁業から曝露を捉える」井上（水俣）
 19-22日 新潟水俣病調査・新潟水俣病訴訟斎藤医師証人尋問傍聴（新潟）

- 25日 差別禁止法研究会「当事者のつどい」「水俣病問題」田尻・井上（大阪）
 26日 ISTA21実行委員会（オンライン）
 27日 水俣病行政不服口頭審理（熊本）

3月

- 1日 学内教職員水俣現地研修（水俣）
 5日 NHK取材：山下（水俣）
 17日 エコネットみなまた、おれんじ村合併記念『共にはたらく、共につながる、共に広がる』記念講演「やまのざわめきと海からの響き～みなまたのみかんと障害者のお菓子が交わる時～」花田（熊本）
 13日 第45回水俣学定例研究会「水俣を通じて学んでいること：宗教・語り・救済」萩原（大学）
 18日 第52回水俣病事件資料集編纂委員会（大学）
 第24回公開セミナー 第1回水俣学現地研究センターイブニングセミナー「水俣の環境を考える」
 19日 令和6年度「共同利用・共同研究システム形成事業～特色ある共同利用・共同研究拠点支援プログラム～」事前相談（オンライン）
 22日 ノーモア・ミナマタ2次訴訟熊本地裁判決（熊本）
 23-24日 科学研究費助成事業（基盤研究B田中雅一研究代表）「トラウマ空間におけるメモリーワークと復興事業の文化人類学的研究」研究会「水俣の揺れるトラウマそして水俣学アーカイブとしてのメモリーワーク」井上（大阪）
 25日 ISTA21実行委員会（オンライン）
 26日 IPENアジア地域セミナー「日本の化学物質規制法と内分泌かく乱物質への取組み」中地（オンライン）
 27日 水俣の暮らしを守る・みんなの会（水俣）
 30日 若かった患者の会
 隔週火曜：健康・医療・福祉相談（水俣）
 その他：胎児性水俣病世代の被害に関するWG4回、水俣病研究会資料貸し出しと返却受入れ、取材受入れ、部落問題、障害者問題、豊島関連、オリーブ基金、阪神・淡路大震災30周年関連、Tウォッチ、アスベスト関連、オリーブ基金、ダイオキシン関係、化学物質と環境政策、福島関連など環境問題、労働安全衛生センターなど、取材協力も行いました。

編集後記

水俣病を放置し、被害を拡大させた責任は行政にある。だが、やっとの思いで声をあげた人々を、遅すぎたと国県の主張を採用し、熊本地裁は門前払い。いつまで被害者が闘わねばならないのか。（M・T）

水俣学通信

第76号 2024.5.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／中地 重晴
 連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
 Tel：096-364-8913（ダイヤルイン） Fax：096-364-5320
 https://gkbn.kumagaku.ac.jp/minamata E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp
 印刷／ホープ印刷株式会社